

前回提示案(旧)		今回修正案(新)					
p 4	<p>5 景観形成の基準</p> <p>景観形成の方針に沿ってまちづくりを進めるため、「狭山丘陵景観重点地区」内において、景観に影響を与える次の行為をするときに配慮すべき基準を「<u>景観重点基準</u>」として次のとおり定めます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><u>景 観 重 点 基 準</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> </tr> </table>	<u>景 観 重 点 基 準</u>	(以下略)	p 4	<p>5 景観形成の基準</p> <p>景観形成の方針に沿ってまちづくりを進めるため、「狭山丘陵景観重点地区」内において、景観に影響を与える次の<u>①②の</u>行為をするときに配慮すべき基準として<u>まちづくり条例第42条</u>に定められている「<u>景観重点基準</u>」の運用方針を次の表のとおり定めます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><u>景 観 重 点 基 準 の 運 用 方 針</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> </tr> </table>	<u>景 観 重 点 基 準 の 運 用 方 針</u>	(以下略)
<u>景 観 重 点 基 準</u>							
(以下略)							
<u>景 観 重 点 基 準 の 運 用 方 針</u>							
(以下略)							

前回提示案(旧)		今回修正案(新)	
p 15	<p>(2) <u>狭山丘陵</u>景観重点基準（色彩）の考え方と数値基準</p> <p>◎ 景観重点基準の内容 （略）</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>狭山丘陵の景観形成において、建築物や工作物（以下「建築物等」という。）</u>は・・・（以下略）</li><li>◆ （略）</li><li>◆ 建築物等の外壁は、外壁各面全体の5分の4以上の部分を基本色の範囲内としてください。残りの5分の1未満の部分について強調、アクセントのための色使いは可能とします。 （以下略）</li></ul>	p 16	<p>(2) 景観重点基準（色彩）の考え方と数値基準</p> <p>◎ 景観重点基準の<u>運用方針</u>の内容 （略）</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 狭山丘陵の景観形成において、<u>建築物等</u>は・・・（以下略）</li><li>◆ （略）</li><li>◆ 建築物等の外壁は、外壁各面全体の5分の4以上の部分を基本色の範囲内としてください。残りの5分の1未満の部分について強調、アクセントのための色使いは可能とします（<u>ただし、壁面を利用して広告物を表示する場合は、強調、アクセントのための色使いが可能な部分の面積から、当該広告物の表示面積を差し引くこととします。</u>）。 （以下略）</li></ul>
p 22	<p>(2) <u>狭山丘陵</u>景観重点基準（緑化）の考え方と数値基準</p> <p>◎ 景観重点基準の内容 （以下略）</p>	p 22	<p>(2) 景観重点基準（緑化）の考え方と数値基準</p> <p>◎ 景観重点基準の<u>運用方針</u>の内容 （以下略）</p>

前回提示案(旧)		今回修正案(新)	
p24	<p>ii 接道部緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地が道路に面する部分において緑化を図るべき部分の長さは、敷地の規模に応じて次の式により算出した長さを基準とします。</p>	p24	<p>ii 接道部緑化の基準</p> <p>狭山丘陵景観重点地区内において、建築物の建築等を行う場合に敷地が道路に面する部分において緑化を図るべき部分の長さは、敷地の規模に応じて次の式により算出した長さを基準とします。</p> <p><u>なお、これにより緑化した部分の「面積」は、iの敷地内緑化の基準を満たすために緑化すべき面積に算入することができます。</u></p>